２０２４年　６月２６日
住 友 電 設 株 式 会 社

当社取締役会の実効性評価の結果について

この度、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づき、２０２３年度における取締役会の実効性評価を実施しましたので、その概要を下記の通りお知らせいたします。

記

１．評価要領

下表の通り、各評価項目に応じた評価手法にて実効性評価を２０２４年２月～４月に実施し、そのアンケート及びインタビューの回答内容に基づき、取締役会において分析・評価をいたしました。なお、実効性評価のアンケートの作成、回収及び一部の分析にあたっては、評価の透明性を高め実効性を確保するため、外部機関を活用いたしました。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価手法</th><th>評価者</th></tr>
<tr><td>取締役会の構成</td><td rowspan="10">アンケート方式</td><td rowspan="10">取締役、監査役</td></tr>
<tr><td>取締役会の運営</td></tr>
<tr><td>取締役会の議論</td></tr>
<tr><td>取締役会のモニタリング機能</td></tr>
<tr><td>トレーニング</td></tr>
<tr><td>株主（投資家）との対話</td></tr>
<tr><td>役員自身の取組み</td></tr>
<tr><td>指名諮問委員会・報酬諮問委員会の運営</td></tr>
<tr><td>グループ会社間取引利益相反監督委員会の運営</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取締役・監査役に対する支援体制</td></tr>
<tr><td rowspan="2">監査役の役割・監査役に対する期待</td><td rowspan="2">インタビュー方式</td><td>社外取締役</td></tr>
<tr><td>監査役</td></tr>
</table>

２．評価結果の概要

・取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための人材を知識・経験・能力の観点から全体としてバランス良く配置した構成となっている。また、独立社外取締役を３分の１以上選任しており、会社の業務執行に関する専門的かつ総合的な意思決定を行うための体制が整備されている。
・取締役会は、法令、定款、取締役会規程に則り運営され、また、自由闊達な意見交換のもと、会社の重要事項について審議が行われている。
・取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の基本方針その他会社の重要事項について審議・決定するとともに、各取締役の職務執行を含む経営の監督を適切に行っている。
・指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びグループ会社間取引利益相反監督委員会について、その審議内容は取締役会に対し適切に報告されている。

以上を踏まえ、２０２３年度の取締役会の運営に関して指摘すべき重大な問題はなく、その実効性は概ね確保されていることを確認いたしました。一方で、取締役会において中長期的な経営戦略に関する議論をさらに活性化すべきとの意見がありました。今後も取締役会の実効性をさらに高めていくため、運営面での改善の取り組みを進めてまいります。

以　上